

各給付金に共通する事項

1 利用にあたって

- このパンフレットは、雇用関係各種給付金のうち雇用保険適用事業所の事業主の方に対して支給されるものをまとめたものです。
- これらの給付金は、国、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人に対しては、支給されません。
- 過去3年以内に偽りその他不正行為により給付金の支給を受け、又は受けようとした事業主、申請期限経過後に申請を行った事業主、給付金毎に定められた支給要件に該当しない事業主に対しては、給付金は支給されません。また、すでに支給した給付金の返還を求めることがあります。
- 労働保険料の納付の状況が著しく不適切である事業主には給付金は支給されません。
- これらの給付金は、会計検査院が行う検査の対象となることがあります。検査対象となった場合は、ご協力いただきますよう予めご了承願います。

2 中小企業事業主の範囲について

【このパンフレットに記載している中小企業事業主の範囲※】

小売業（飲食店を含む）	資本額又は出資額が 5,000 万円以下、又は常時雇用する労働者が 50 人以下
サービス業	〃 5,000 万円以下、 〃 100 人以下
卸売業	〃 1 億円以下、 〃 100 人以下
その他の業種	〃 3 億円以下、 〃 300 人以下

※以下の助成金については、中小企業事業主の範囲が上記の表と異なります。

【定年引上げ等奨励金】

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者（同法第 38 条に規定する短期雇用特例被保険者、同法第 43 条に規定する日雇労働被保険者及び船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 6 条第 1 項に規定する船員を除く。）が 300 人以下の事業主とする。

【キャリア形成促進助成金（中小企業雇用創出等能力開発助成金に限る。）、人材確保等支援助成金】
上記に加え、

ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	資本額又は出資額が 3 億円以下、又は常時雇用する労働者が 900 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	〃 3 億円以下、 〃 300 人以下
旅館業	〃 5,000 万円以下、 〃 200 人以下

【中小企業両立支援助成金】

- 代替要員確保コース
常時雇用する労働者の数が 300 人以下の事業主であること。
- 休業中能力アップコース
常時雇用する労働者の数が 300 人以下の事業主又は主として常時雇用する労働者の数が 300 人以下の事業主により構成される事業主団体
- 継続就業支援コース、中小企業子育て支援助成金
常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主であること。

ここに記載されている事項、また、各助成金のページに記載されている事項以外にも、給付金ごとに詳細な支給要件が定められております。詳細については、各支給機関にお問合わせください。